**千葉市放課後児童健全育成事業（子どもルーム）運営業務委託 事業者募集要項**

１　趣　旨

　　本市では、就労等により昼間家庭に保護者のいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る放課後児童健全育成事業(子どもルーム)を実施しています。

　　子どもルームは年々、利用児童が増え施設数も増加していることから、新たな運営事業者を募集いたします。

　　募集にあたっては、児童の健全育成等の分野において優れた実績と専門知識を有し、児童や保護者の視点に立った良質なサービスを提供していただくため、プロポーザル方式により事業者を選考いたします。

２　事業の概要

小学校の放課後において、「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を踏まえた、児童の健全育成を行います。

ただし、子どもルームの利用についての審査及び利用料徴収に関する事務を除きます。

（１）実施場所

|  |  |
| --- | --- |
| 実　施　校 | 所　在　地 |
| 朝日ケ丘小学校 | 花見川区朝日ケ丘２－６－１　　小学校校舎内１階 |
| 瑞穂小学校 | 花見川区瑞穂１－２　　　　　　小学校校舎内１階 |
| 真砂第五小学校 | 美浜区真砂１－１２－１５　　　小学校敷地内単独施設 |
| 美浜打瀬小学校 | 美浜区打瀬２－１８－１　　　　小学校敷地内単独施設 |

（２）事業内容

|  |  |
| --- | --- |
| 対象児童 | 次の要件にいずれにも該当する者・保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生・市内に居住する又は市内の小学校に通う小学生 |
| 定　　員 | ・朝日ケ丘小学校　６０人（支援の単位１）　　・瑞穂小学校　６０人（支援の単位１）・真砂第五小学校　４０人（支援の単位１）　・美浜打瀬小学校　８０人（支援の単位２） |
| 実 施 日 | 月曜日から土曜日（ただし、祝日と１２月２９日～１月３日を除く） |
| 運営時間 | ・通常授業日（月～金）　　　授業終了後～午後６時・土曜日　　　　　　　　　　午前8時30分～午後4時30分・短縮事業日　　　　　　　　授業終了後～午後６時・振替休業日　　　　　　　　午前8時から午後６時・長期休業日　　　　　　　　午前8時から午後６時（平日）（春・夏・秋・冬休み期間）　午前8時30分～午後4時30分（土曜日）※土曜日以外は、延長保育利用児童がいる場合は、午後７時まで開所します。※今後、運営時間の見直しを検討しておりますが、実施時期については未定です。 |
| 利用登録等 | ・利用申込は、区役所のこども家庭課で受付を行い審査・入所決定後、必要な情報を記載した名簿を作成し、随時受託者に提供します。・ただし、新年度の申込み受付について、一定期間（10月から11月の概ね1か月程度）受託者が受理し市に送付して下さい。・利用料金は千葉市の歳入となります。 |

３　委託内容

　　別紙「千葉市放課後児童健全育成事業（子どもルーム事業）仕様書」のとおり

４　応募資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる資格要件の全てを満たしている団体とします。

なお、選定結果通知後においても、契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合は、応募資格及び契約交渉権を取り消します。

　　【資格要件】

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

　　（ア）手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

　　（イ）当該業務の企画提案書提出期限日前6ヵ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

　　（ウ）会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの。

　　（エ）民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可がなされていないもの。

　　（オ）千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

　　（カ）法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

　　（キ）千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

　　（ク）千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

　　（ケ）千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を参加申込受付期限の日から企画提案書の提出期限の日までの間に受けている者

　　イ　当該団体又は役員等が、千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。

　　ウ　公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。

５　選定の手順

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日　　程 | 項　　　　目 | 時間 |
| 平成2９年 | 1０月 | ２日（月） | 募集要項の配付、募集開始 |  |
| １２日（木） | 説明会 | 午前10時30分から |
| １８日（水） | 提出書類作成にあたっての質問締切 | 午後12時まで |
| ２５日（水） | 質問回答ホームページ掲載 |  |
| １１月 | ２１日（火） | 応募書類提出締切 | 午後５時まで |
| １2月 | 上旬 | 選考結果の通知 |  |
| 下旬 | 運営業務委託契約の締結（予定） |  |

６　説明会の開催

（１）日時・場所

・日　時　　　平成2９年1０月１２日（木）1０時３0分～（１時間程度）

・場　所　　　千葉市立瑞穂小学校　特別棟２階大会議室

　　　　　　　※花見川区役所の隣

・集合場所　　同日1０時００分より職員が正面玄関で待機しています。

　　　　　　　駐車場に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

　　　　　　　また、車で来場される場合は、事前に連絡をお願いします。

　　　　　　　【アクセス】

・JR新検見川駅北口停留所より、京成バス「花見川区役所」行き乗車、終点

「花見川区役所」下車 （午前9時以降は、JR新検見川駅南口停留所からも

乗車できます。）

・JR新検見川駅北口停留所より、京成バス「こてはし団地」行き、または、

「柏井高校」行き乗車、「花見川区役所」下車

・その他　　　参加人数は各団体につき２名以内でお願いします。

（２）申込方法

希望される方は、平成29年10月11日（水）12時までに、「説明会等参加申込書（様式第1号）」に必要事項を記入して、問合せ先（6ページ参照）までにEメールまたはFAXにより申し込んでください（電話不可）。

７　質問書の提出及び回答

　今回の公募及び事業実施に係る質問については、以下のとおり受け付けます。

　　なお、原則として、質問できる者は説明会参加者に限ります。

・受付期間　　平成29年10月１２日（木）説明会終了後から10月18日（水）1２時まで

・提出方法　　「質問書（様式第2号）」により、問合せ先までEメール、又はFAXにより提出

してください。

なお、提出後電話連絡をお願いいたします。

　・回答方法　　平成29年10月25日（水）に本市健全育成課ホームページに回答を掲載します。

８　参加申込みの受付・選定方法

（１）受付期間　　平成29年11月20日（月）及び同21日（火）の9時～17時（12時～13時を除く。）

（２）提出場所　　〒260-8722　千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所 健全育成課

（３）提出方法　　持参または郵送（※郵送の場合は11月21日午後5時必着）

（４）参加申込に必要な書類

①　ア～キを1部作成し表紙に事業者名を記入してください。

②　①以外にカを７部作成し、事業者名及び事業者を特定する事項の記入はしないでください。

ア　参加申請書兼誓約書（様式第3号）

イ　法人又は団体の概要書（様式第4号）

ウ　登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）

エ　印鑑証明書（発行後3か月以内のものに限る。）

オ　納税証明書

　ａ　千葉市内に本店又は支店・営業所等を有する者

　　　・千葉市税の納税証明書（平成28年分）

　　　・法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（平成28年分）

　ｂ　上記以外の者

　　　・法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（平成28年分）

カ　提案書（様式第5号）

 キ　見積書（様式第6号）

（５）選定方法

審査は、応募資格に掲げる条件をすべて満たしていることを事務局で確認のうえ、別途要綱に基づき設置している千葉市放課後児童健全育成事業 運営業務委託公募プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）が、次に示す選考基準に基づいて実施します。

提案書の内容を各委員が審査・採点し、応募者の順位を決定します。

また、受託者は各委員の得点第一位を最も多く得た事業者に決定します。

なお、選考委員会の審査において、提案書の内容等に不明等がある場合は、ヒアリングを実施することがあります。

【選考の基準】

　　選考に係る評価項目、基準、配点（100点満点）は次のとおりとします。

※提案書の内容から、仕様書で設定した基準に満たない業務が行われると認められる場合は、

失格となります。**※文字等は10.5ポイント以上でお願いします。**

　　　　

（６）選考結果の通知

選考結果は、終了後、全ての応募者（共同事業体等にあっては、代表団体）に対して速やかに文書により通知するとともに、本市健全育成課ホームページにおいて公表します。

選考結果の通知後、第1位の提案を行った事業者と別紙「契約書（案）」に基づき業務内容、契約条件等について協議します。協議が整わない場合は、次点者と協議を進めます。

　　なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めません。

９　委託期間

　　平成30年4月1日 ～ 平成33年3月31日

10　業務委託料

　　 **225,000千円を上限とする。**

　　※特別な配慮が必要と認められる児童等が登録した場合の５名増員（支援の単位１につき１名）に必要な経費も含むものとし、契約金額については、児童の登録状況等を踏まえ、協議のうえ決定します。

　　※平成31年度から土曜日及び長期休業日等の運営時間の見直しに必要な経費も含むものとし、変更が無かった場合は変更契約となります。

※委託料の支払いは原則として月ごとに支払うものとし、1月当たりの額は契約額（年額）に１２分の1を乗じた額を基本とする。

【経費内訳】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 基本運営費※１ | 基本運営費 | 基本運営費 |
| 障害児加配※２ | 障害児加配 | 障害児加配 |
|  | 運営時間見直し※３ | 運営時間見直し |

※１　運営に係る基本的な年間経費

※２　特別な配慮が必要と認められる児童のための増員に必要な経費

※３　長期休業日及び土曜日の運営時間見直しに必要な経費

11　その他留意事項

（１）提案書類の取扱いについて

　　・提出された書類の内容を変更することはできません。

　　・提出された参加申請書その他の書類は返却いたしません。

　　・提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。

　　・選定の公表等で必要な場合、市は、提出された提案書の内容等について、無償で使用できるものとするとともに、公平性、透明性を期すための「千葉市情報公開条例」等の関連規定に基づき公開することがあります。

（２）重複提案について

　　　１団体１応募とし、複数の応募はできません。

（３）失格について

　　　応募者がいずれかに該当する場合には失格となります。

　　・応募資格要件に該当しないことが判明したとき。

　　・提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。

　　・提出期限までに所定の書類が提出されなかったとき。

　　・見積額が本募集要項で定める委託料の上限を上回ったとき。

（４）応募費用について

　　　提案書等の作成や応募、選考後の協議に係る費用は、すべて参加者の負担とします。

（5）契約保証金

契約締結にあたっては、契約保証金として、当該契約金額の100分の10以上の額を納めることとします。

ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とします。

12　法令等の遵守

本業務の履行にあたり、以下に例示する他、関係法令及び関係条例等を遵守することとします。

1. 児童福祉法（昭和22年法律164号）
2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について（雇児発第0530第1号）
3. 放課後児童クラブ運営指針（雇児発第0331号第34号）
4. 千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日条例第51号）

13　問合せ先

　　〒260－8722

千葉市中央区千葉港1番1号

　　千葉市役所　健全育成課（石井・渋谷）

　　TEL　043－245－5177

　　FAX　043－245－5995

　　E－Mail　 kenzenikusei.CFC@city.chiba.lg.jp